

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伊方町	伊方越・亀浦地区(伊方越・亀浦)	令和3年3月19日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

伊方越・亀浦集落では高齢化が進み、後継者未定の農業者の耕地面積が多く、中心経営体も引き受け可能な農地は既に引き受けている為、新たな農地の受け手の確保が必要。
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

伊方越・亀浦集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体、町基準到達者9経営体のうち若い農業者(50代)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクを利用して、農地の一時保全管理や新たな受け手へを募集し機構を通じて貸付けを進めていく。</p>
<p>共同防除施設の維持取組方針 共同防除の団地を維持するため、施設の維持管理を行い受益面積が減らないよう取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落マップづくりや、捕獲体制の構築等に取り組む</p>

(参考)中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 [R2年度]		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲 (集落)
1	到達 A	温州みかん 中晩柑	123 a	温州みかん 中晩柑	123 a	亀浦
2	認農 B	温州みかん 中晩柑	122 a	温州みかん 中晩柑	122 a	亀浦
3	到達 C	温州みかん 中晩柑	235 a	温州みかん 中晩柑	235 a	亀浦
4	到達 D	温州みかん 中晩柑	100 a	温州みかん 中晩柑	100 a	亀浦
5	到達 E	温州みかん 中晩柑	125 a	温州みかん 中晩柑	125 a	亀浦
6	到達 F	温州みかん 中晩柑	127 a	温州みかん 中晩柑	127 a	亀浦
7	到達 G	温州みかん 中晩柑	83 a	温州みかん 中晩柑	83 a	伊方越
8	到達 H	温州みかん 中晩柑	147 a	温州みかん 中晩柑	147 a	伊方越
9	到達 I	温州みかん 中晩柑	79 a	温州みかん 中晩柑	79 a	伊方越
10	到達 J	温州みかん 中晩柑	100 a	温州みかん 中晩柑	100 a	亀浦
			a		a	
	計 10人		1,241 a		1,241 a	